

令和 3 年度第 2 回

立川市国民健康保険運営協議会議事録

令和 3 年 7 月 12 日（月）

立川市福祉保健部保険年金課

令和3年度第2回立川市国民健康保険運営協議会会議録

日 時 令和3年7月12日(月) 午後1時30分～午後3時00分

場 所 立川市役所本庁舎 208・209会議室

出席委員 被保険者代表(4名)

桑原 孝 田尻 隆子 中島 恵美 山田 廣幸

保険医及び保険薬剤師代表(4名)

多森 芳樹 平田 俊吉 森谷 健一 嵐 沙誉子

公益代表(5名)

江口 元気 大石 ふみお 若木 早苗 黒川 重夫
坂本 鉄也

被用者保険等保険者代表(1名)

澤口 賢一

出席説明員 副市長 田中 良明

保健医療担当部長 吉田 正子

保険年金課長 森田 雅代

健康づくり担当課長 田村 信行

財政課長 佐藤 岳之

保険年金課業務係長 横田 昌彦

保険年金課医療給付係長 仁尾 弘一

保険年金課賦課係長 高橋 定洋

書 記 保険年金課業務係 横小路 優香

次 第

- 1 令和2年度の保健事業の実績について（報告）
- 2 新型コロナウイルス感染症の国民健康保険への影響について（報告）
- 3 診療報酬の不正受給について
- 4 その他

資 料

【机上配布資料】

- （差替え）資料2 新型コロナウイルス感染症立川市内発生状況
- （差替え）資料5 国民健康保険料減免額平成31年度、令和2年度実績比較
- （参考資料）国保加入者における新型コロナウイルス感染状況

【事前送付資料】

- 資料1 令和2年度保健事業の実績
- 資料2 新型コロナウイルス感染症立川市内発生状況
- 資料3 療養の給付等平成31年度、令和2年度実績比較
- 資料4 国民健康保険料収入平成31年度、令和2年度実績比較
- 資料5 国民健康保険料減免額平成31年度、令和2年度実績比較
- 資料6 令和3年度新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料の減免の財政支援割合の変更について
- 資料7 診療報酬の不正受給について
- 【差替え】令和3年度新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料の減免の財政支援割合（第1回運協資料3-2の差替え）

令和３年度第２回立川市国民健康保険運営協議会

令和３年７月１２日

【保険年金課長】 定刻となったので、国民健康保険運営協議会を始める。

【会長】 これより令和３年度第２回立川市国民健康保険運営協議会を開催する。会議の成立要件の確認について事務局より説明をお願いします。

【業務係長】 （会議成立の確認）

【会長】 会議録署名委員の選任を行う。

（会議録署名委員の指名）

次に、資料の確認をお願いします。

【業務係長】 （資料を確認）

【会長】 議題１、令和２年度の保健事業の実績について、事務局より報告をお願いします。

【業務係長】 （資料に基づき、令和２年度の保健事業（特定健診・特定保健指導・糖尿病性腎症重症化予防指導・治療中断者受診勧奨・受診行動適正化）の事業概要や実績について説明。）

【会長】 ただいまの説明について、意見、質問などあるか。

次に議題２、新型コロナウイルス感染症の国民健康保険への影響について、事務局より報告をお願いします。

【業務係長】 資料2（差替え）に基づいて市内の新型コロナウイルス感染症における発生状況を報告。今年の1月と5月にピークがあり、国内の発生状況の傾向と一致していると説明。また、参考資料にて国保加入者における感染状況やそれに付随した年齢構成、男女比、レセプト1件あたりの平均費用額を示した。

資料3に基づいて、昨年の4月から今年3月にかけての診療に係る保険給付の月別の状況を報告。

また、資料4に基づいて、平成31年度と令和2年度の国民健康保険料の収入状況を示し、件数・金額とともに昨年を下回っていることを報告。

最後に資料5（差替え）に基づいて、平成31年度と令和2年度の国民健康保険料減免額を示した。非自発的失業者に係る減免は、件数・金額ともに前年を上回り、このたびの新型コロナウイルス感染症の経済への影響により、解雇等による非自発的失業者が大幅に増えていることが見て取れると報告。また、令和3年度新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料の減免の財政支援割合が変更になったことを報告。

【会長】 ただいまの説明について、意見、質問あるか。

【A委員】 まず、参考資料で配られたコロナウイルス感染状況について。国保加入者の感染状況が示されたが、加入者である方の状況と、国保の加入者ではない方の状況では違いがあるのか、把握されているのか、もし把握されていたら聞きたい。

次に、かなりコロナウイルスの影響がいろんなところに及んでいて、大変な状況だなということを思うが、市として特に影響が大きいと考えるところはどこか。

また、他市の状況に比べて、立川市特有の、ちょっと違う状況というのがあるのか。

それから、資料3について。全体的にこの給付が減っていることはなぜなのか。

また、3月や、特に10月、このあたりで実績が伸びるのは、何か理由があるのか。

あとは、資料5について。非自発的失業者が、令和2年度かなり増えているが、この自発的失業者というのは、どういうことで失業されているのか。先ほど、解雇が理由とあったが、非自発的失業者の失業理由は何が多いとか、特徴があれば聞きたい。

【会長】 1点目。国保加入者における新型コロナウイルス感染状況について、国民健康保険加入者以外、例えば社保等との違いが何かあるかどうかという質問。いかがか。

【業務係長】 今回、立川市のほうにきたレセプトで資料を作成したので、それ以外の社保の方についての状況については把握ができていない状況。

ただ、その中で国保の方の状況を見ると、入院の中でも呼吸器をつけなければならないような、かなり重症という方はいなかった。

【会長】 2点目。新型コロナウイルスの影響で、影響の大きいところはどこですかという、市の認識。それから、関連して、他市との比較はどうかという質問。いかがか。

【保険年金課長】 他市との特別な状況の違いはなく、どこの市も同じように大変な思いをしていると思う。

非自発的失業、つまり会社都合で退職している方が多いので、なかなか会社の景気もよくなくて、次の仕事が見つからないというような状況の方が多いのではないかと思います。

【会長】 次、3点目。資料3に関して、療養給付費が減っているが、その給付減の理由というのは1点と、それから、一部、月別で見ると、増えている月があるが、増えている理由はなぜかという質問2点。いかがか。

【業務係長】 全体的に給付が減っているというところは、やはり受診控えというのが通年であったところかと思う。特に月別では4月、5月、コロナが始まったあたりのところが、受診控えが一番大きく影響しているかと思う。

月別によっては、3月のところが件数的には大分上がってきているところがあるが、これは、今のコロナのところ等を踏まえて考えると、今まで受診を控えていた方が少し安心して行くことができた期間であるのかなと考える。

【A委員】 感染者が増えていたり、緊急事態宣言だったりする状況が影響を与えたり、加入者の皆さんが解雇されたりする状況があって、本当に様々に大変な状況があるなと思う。さらに、受診控えがあるということで、私も地域でいろいろな方にお話を聞くと、あまりにこれまでの自粛期間中籠もり過ぎていて、認知機能が自分でも低下したり、不安になっているみたいな状況があったり、だんだん歩けなくなってきたとか、大変な状況がすごくあるなと思っていて、こういう方たちが、またワクチンを打って、コロナ以外の病気

で受診をして、早期にいろいろなものを見つけていかなければならないというところになると思うが、やはり、そうした方々に、今、また、ここで健康診断等、できるだけ健康でいるための啓発をしていくというのは大事なことだと意見したい。

それから、国保の財政状況にあつては、コロナでかなり大変な状況が増しているわけがあるが、特に減免に対する市の負担額というのは、この数字を見てもかなり大きいなと思っており、市の負担額が減ったといえど、それでも大きいなと感じている。コロナのみならず、コロナ前とコロナ禍での違いというのはどのくらいあるのかというのは、今、分かるか。要は、コロナ前には減免全体的にこのくらいの財源がかかったけれども、コロナ禍で減免全体的でどのくらいの予算が必要になってきているみたいなのは分かるか。

【会長】 先ほどの質問が1点残っていたが、今の質問のほうを先に、すみません。コロナが流行する前と流行した後の減免額の影響は分かりますかという質問。いかがか。

【保険年金課長】 コロナ禍とコロナ前で見ると、先ほどの資料5から見て、一応、上4つはほぼほぼ数字は変わらないので、やはりコロナによって非自発的失業者が増えているということが見て取れる。

市の予算的なことは、今の資料6で触れたとおり、令和2年度は全額、国の支援があるが、令和3年度は先週までに国保の納付書を発送したので、まだこれからだが、減免のほうが大変なんだという形で出てくる。まだ幾らになりそうかということの予想は立たないが、昨年ほどではないにしろ、相当な減免の申請が出るのではないかなと考えている。今年、令和3年度においては、国の支援が10分の10ではないので、市の負担が何がか出てきてしまうが、これはきちんと市のほうで確保しなければいけない、負担額になると思う。ただ、やはり、いろいろな訴える機会があるたびに、国のほうに10分の10の支援が必要だということを訴えていきたいと考えている。

【会長】 それでは、先ほどの質問、4点目。非自発的失業者の理由や原因、これの内訳の資料はあるか。

【賦課係長】 今、細かい内訳は手元にない。非自発的失業というのは、いわゆる会社都合で退職された方のことを指していて、一番分かりやすいのは首とか解雇。あとは雇い

止めとか、早期（優遇）退職も会社都合という形になっている。以上が主なものである。

【会長】 それぞれ詳しくお知りになりたければ、後日になるが、事務局にお願いしておく。

ほかに質問あるか。

【B委員】 ジェネリック医薬品の関係について尋ねたい。医療費の抑制が重要なことは十分分かるが、ジェネリック医薬品製造会社の小林化工の水虫治療薬に睡眠薬が混入したりして、大きな問題になっている。また、日医工の不良品の再生、再利用等の問題が起きている。ジェネリック医薬品と先発品と、含有率は同じだと説明を受けるが、添加物の配合と作り方が違えば、効能も違うのではないかと思う。素材が同じでも、プロの料理人が作る料理と、素人が作る料理では味が全然違うのと同じことではないかと思う。

先発品とジェネリック医薬品を選ぶことができると言われるが、薬局に行くと、なぜジェネリック医薬品を選ばないのかと一々聞かれて煩わしい思いをする。また、薬局には後発品調剤体制加算という仕組みがあり、ジェネリックを使えば収入が増えるというメリットにより、黙っていると勝手にジェネリックにされてしまうという話もある。私は、こうした仕組みはよく分からないが、一方で、医療費の抑制と言いながら、他方で調剤加算等が行われているとすれば矛盾しており、何のための医療費の抑制なのか疑問に思う。

こうしたいろいろな話を聞くと、ジェネリック医薬品そのものに対する不信感、不安感が募る。ジェネリック医薬品の使用は医療費抑制のための1つの方法にすぎず、目的とするところは安全、安心な国民の健康管理であるべきで、信用できる医薬品の供給であるべきだ。ジェネリック医薬品を推奨するなら、徹底した検査、監督をぜひお願いしたいと思う。所管は厚生労働省と思うが、立川市当局のほうからも、こうした声があることを強く訴えていただきたいと思う。市当局の考えはいかがか。

【保険年金課長】 直接口から体の中に入るものなので、きちんとした検査や監督が必要だと考えている。何かそのような訴える場所があったら、そういったお話があったことを伝えたいと思う。

【会長】 もし、何かお話しできることがあれば、薬局の立場からあるか。無理には申

しません。

【C委員】 どの薬局も、どれが安全なジェネリック医薬品かということは考えて薬を入れていると思う。その中でも、先発品の会社で作っているジェネリック医薬品というものもあるので、そちらを使っているという薬局も結構ある。なので、安全じゃないと不安に思っているものを患者様に調剤をしていることはどの薬局もないと思う。安心していただいているということは、やはり言えないのですが……、何て言ったらいいんでしょうか。

【会長】 ありがとうございます。

では、今日頂戴した意見は、B委員の意見として頂戴する、よろしいか。

【B委員】 安全、安心であるべき医薬品、またはジェネリック医薬品というものの中身が本来のものとは全然違うというか、ちょっと聞いたところによると、中国あたりで作らせて、こっちのほうで日本製のカバーをつけるというか、そんな状況が多い。安かろう悪かろうというのは困る。ジェネリック医薬品が正規の製品に比べて安い、だからそれを推奨する、それは分かるが、それだからといって、多少の安いことによって、悪いものを飲まされたりするということは非常に問題である。その辺をもっと、事件が起きてからいろいろ問題にするのではなくて、作っているときの状況とか、様々なものの管理とか、そういうものについても、事件が起きる前に、製造過程において本当にちゃんと作っているのかということを、厚労省のほうに監査か、検査監督等をしっかりしてもらいたい。

【会長】 委員のお考えとして承った。

ほかに質問、意見あるか。

【会長】 議題3、診療報酬の不正受給について、事務局より報告をお願いする。

【保険年金課長】 5月、立川市内の医療法人の理事長、理事、事務員、看護師、患者が詐欺と私電磁的記録不正作出の容疑で逮捕され、また容疑者の1名である患者が立川市国保の被保険者であったことにより被害届を提出。その後、東京都福祉保健局に直近5年分の診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の写しや、加入者の情報の提供を行っている。現

在、国や都が調査を行っていて、現段階では立川市が個別に動く状況ではないものと考えており、不正受給等が確実となったときに返還請求などを行うものと想定している。

【B委員】 匿名というか、名前をなぜ出さないのか。何か基準があるのか。

【保険年金課長】 今、まだ罪としての内容が確定していない、調査の段階なので、まだこちらとしては、それがもし万が一違ったなんていうことになる、立川市が名誉毀損で訴えられるようなこともあるので、新聞等で御存じの方はいるかと思うが、控えている。

【B委員】 私が調べたところ、颯心会の理事長、北條康弘53歳、国立市中三丁目というのがすぐ出てくる。子供でもないし、逮捕されれば今、ほとんど新聞なんかでも、名前が出されている。まだはっきりしていないといっても、新聞なんかでは出される。立川市のほうでは、こういった場合は基準があるのか。

【D委員】 今の質問に関連して質問するが、やはり、この場というのは国保の運営協議会の場所である。今、御質問された方が言われるように、これは資料7で公開しているわけですよ。資料で、不正受給の可能性じゃなくて、不正受給についてと、確定要素だと思う。これがもし不確定であれば、この資料として、我々に公開する必要はない。やはり、その不正はどういう原因で、どういう背景で、どういう点で行われたのかという話はすべきだと思う。

おっしゃるとおり、行政側とすると、名誉毀損ということで、要するに、心配なすること、立場であることは分からないでもないが、特に我々一般市民、運営協議会の委員であるので、こういうところは逆にオープンにしてもよろしいのではないかと、いかがか。

【会長】 この件については、今後、市側と検討あるいは協議して、具体的な名称を出すべきかどうか、検討させていただきたい。

ほかに意見、質問はあるか。

それでは、最後に、事務局から何かあるか。

【保険年金課長】 次回、第3回の運営協議会の日程は、10月27日水曜日に、場所

は302会議室での開催を予定している。開催通知は、後日郵送する。

【会長】 予定された議題は以上となるので、本日の国民健康保険運営協議会を終了する。

—— 了 ——